

日本共産党岩手県委員会 大雪被害による被災農業者への支援に関する緊急申し入れ（2020年12月28日）

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 大雪による農業被害について実態を丁寧かつ迅速に把握すること。国に対し激甚災害指定を含め緊急の対策を求めること。</p>	<p>県では、市町村、農業団体等と連携して被害状況の早期把握に取り組むとともに、1月8日及び1月26日に、国に対し、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」による支援や補助率の引上げなど支援内容の拡充を要望したところです。</p> <p>県としても、2月2日に国が公表した支援対策を踏まえ、被災した農業者への支援に要する経費を2月補正予算案に盛り込むこととし、2月12日に支援策の概要を公表したところです。</p>	農林水産部	農業振興課	A提言等の趣旨に沿って措置
<p>2 農業共済金の早期支払いを国に求めること。</p>	<p>県では、岩手県農業共済組合に対し、迅速かつ適正な損害評価の実施と共済金の早期支払いを要請したところです。なお、今回の大雪被害における共済金について第1回目の支払いは、1月27日に行われています。</p>	農林水産部	団体指導課	A提言等の趣旨に沿って措置
<p>3 農業用ビニールハウスの撤去費用は農家負担なしで行うこと。再建費用については従来の支援策にとどまらない大震災やグループ補助並みの支援策とすること。早期に再建できるよう全力を挙げること。</p>	<p>1月8日及び1月26日に県単独で、また、1月29日に北海道東北地方知事会として、国に対し、被災した農業施設等の復旧や被災農業者の経営継続に必要な支援策を講じるよう要望を実施したところです。</p> <p>2月2日に国が公表した支援対策では、被害を受けた農業用パイプハウス、畜舎、特用林産施設等の撤去・再建や、農業用機械の修繕等に要する経費が補助対象となっており、また、対策の内容に応じて、地方財政措置を講ずることとされたところです。</p> <p>県では、国の支援対策の内容を踏まえ、国事業と一体となった支援のほか、国事業を活用できない農業者等への県単独補助など、被災した農業者への支援策の実施に要する経費を盛り込んだ補正予算案を2月県議会定例会に提案することとし、その概要を2月12日に公表したところです。</p> <p>県としては、被災した農業者が早期に生産再開ができるよう、市町村、関係団体等と連携して、支援策を講じていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A提言等の趣旨に沿って措置
<p>4 畜舎、農産物の生産・加工に必要な施設の再建・修繕・補強や、農業用・加工用機械の再取得・再建・修繕にかかわる費用について助成すること。「経営継続補助金」への県独自の助成も検討すること。</p>	<p>1月8日及び1月26日に県単独で、また、1月29日に北海道東北地方知事会として、国に対し、被災した農業施設等の復旧や被災農業者の経営継続に必要な支援策を講じるよう要望を実施したところです。</p> <p>2月2日に国が公表した支援対策では、被害を受けた農業用パイプハウス、畜舎、特用林産施設等の撤去・再建や、農業用機械の修繕等に要する経費が補助対象となっており、また、対策の内容に応じて、地方財政措置を講ずることとされたところです。</p> <p>県では、国の支援対策の内容を踏まえ、国事業と一体となった支援のほか、国事業を活用できない農業者等への県単独補助など、被災した農業者への支援策の実施に要する経費を盛り込んだ補正予算案を2月県議会定例会に提案することとし、その概要を2月12日に公表したところです。</p> <p>県としては、被災した農業者が早期に生産再開ができるよう、市町村、関係団体等と連携して、支援策を講じていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A提言等の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会 大雪被害による被災農業者への支援に関する緊急申し入れ（2020年12月28日）

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5 育苗ハウスの被害が多いことから、来春の米生産が継続できるよう対策を講じること。早期の再建へ必要な作業道の除雪に取り組むこと。</p>	<p>県では、1月26日に国に対し、水稻苗確保のための広域流通に係る取組に対して支援策を講じるよう要望するとともに、1月29日には、北海道東北地方知事会として、種苗等の購入に対する支援を要望したところです。</p> <p>国では、持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)により、被災した地域への種苗の融通のための輸送等に要する経費への助成措置を講じることとし、2月4日から公募を開始したところです。</p> <p>また、県においても、水稻苗の広域運搬に係る経費に対する助成措置を盛り込んだ補正予算案を2月県議会定例会に提案することとしており、早期の営農再開に向け、市町村や関係団体と連携して、被害を受けた農業者を支援していきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室	A提言等の趣旨に沿って措置
	<p>作業道の除雪については、1月26日に、国に対し、被災した農業施設等の復旧や復旧に伴う除雪経費への支援策を講じるよう要望したところです。</p> <p>1月29日に、北海道東北地方知事会としても、農作業道の除雪や融雪剤などのための経費に対する支援を要望したところであり、2月2日に国が公表した支援対策では、早期営農再開に必要な生産資材として融雪剤の購入経費が補助対象とされました。</p> <p>また、県南広域振興局では、県、市町、JA等による雪害対策連絡会議を開催し、被害状況の共有と必要な支援策についての協議を行っているところです。</p> <p>引き続き、適切な除雪・融雪作業が行われるよう関係機関・団体等と連携して取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B実現に努力しているもの
<p>6 災害見舞金も検討すること。</p>	<p>今冬の大雪による農業施設等の被害を受け、県では、北海道東北地方知事会と連携して、国に対し、国が支援対策を講じるに当たっては、多様な被災農業者を区別することなく一律に対象とするよう要望を行ったところです。</p> <p>県では、2月2日に国が公表した支援対策を踏まえ、国の補助事業を活用できない農業者に対する施設等の撤去・再建に要する経費についても、補正予算案に盛り込むこととしました。</p> <p>御要望のありました災害見舞金の支給については、これまでの台風等の気象災害における農林水産被害への対応から照らして難しいと考えています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	C当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7 農林業セーフティーネット資金など融資資金については、対象要件の緩和、無利子とするなど真に必要な農業者が借りられる制度にすること。</p>	<p>県では、被災農業者の資金繰りに支障が生じないように、関係金融機関に対し、適時適切な貸出しや、既往債務の償還猶予等を要請しています。 また、1月26日に国に対し、農林漁業制度資金について、無利子化、貸付限度額の引上げ、償還期間の延長、保証料の免除など融資条件の緩和措置を要望したところです。 なお、認定農業者（資金制度上の年齢要件なし）が、農業近代化資金を利用する場合は、大雪で倒壊した施設の復旧も融資対象としているほか、本資金は、一部の市町村を除き、市町村が利子補給を行っており、県の利子補給と併せ実質無利子で借入れが可能です。</p>	農林水産部	団体指導課	B実現に努力しているもの
<p>8 市町村、各農協と協力・連携し支援策を講じること。</p>	<p>県では、県南広域振興局において、関係市町やJA等と雪害対策連絡会議を随時開催し、被害状況を共有するとともに、必要な対策等について協議しています。 2月2日に国が公表した支援対策を踏まえ、県では、被災した農業者への支援策の実施に要する経費を補正予算に盛り込み、2月県議会定例会に提案することとしており、被害を受けた農業者が早期に営農再開できるよう、市町村、関係団体と連携して対応していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B実現に努力しているもの